

日本駆け込み寺への寄付金は税制上の優遇措置が受けられます。

① 法人様からの寄付金

「特定公益増進法人」に対する寄付金として、損金算入が別枠で認められています。

② 個人のみなさまからの寄付金

当法人が公益社団法人へ移行した 2012 年 11 月以降の寄付金から、従来の「所得控除」に加えて「税額控除」のどちらか有利な方式を選択できるようになりました。「税額控除」を選択されると、多くの場合、所得税額が従来よりも少なくなります。

次の算式により算出された額が「寄付金控除」として、所得税から控除されます。どちらか有利な方を選択してください。なお、どちらも確定申告が必要です。

① 寄付金控除(税額控除)額の計算

$$\text{（寄付金合計額}^{\ast 1} - 2,000 \text{円）} \times 40\% = \text{控除額}^{\ast 2}$$

② 寄付金控除(所得控除)額の計算

$$\text{（寄付金合計額}^{\ast 3} - 2,000 \text{円）} \times \text{所得税率}^{\ast 4} = \text{控除額}$$

※1 寄付金額が総所得金額の 40%を超える場合は、40%に相当する額が限度となります。

※2 控除額は、所得税額の 25%が限度です。

※3 年間所得金額の 40%が限度となります。

※4 所得税率は、年間の所得金額によって異なります。

§ 詳しくは国税庁ホームページでご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

【国税庁ホームページ】 <http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1266.htm>